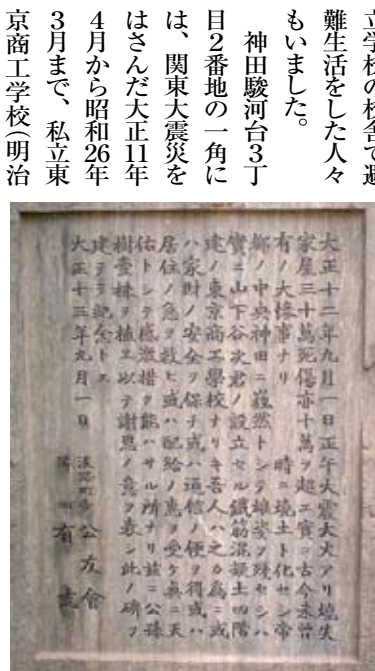




▲さくらまつりを開催中

歴史と文化の宝庫 千代田区

～新たに文化財2件を指定～



千代田の歴史や文化を後世に受け継ぐために、教育委員会では区指定文化財の指定を行っています。

今回、文化財保護審議会から答申を受け、平成24年度千代田区指定文化財として、新たに2件の文化財を指定しました。これにより、区の指定文化財は66件になりました。

問合せ 日比谷図書館文化館文化財事務局 ☎3502-3348

有形文化財(歴史資料)
震災記念の碑 1基

所在地 神田駿河台3-2
所有者 千代田区

今から89年前、大正12年(1923年)9月1日に発生した関東大震災は、東京府・神奈川県を初め南関東を中心に甚大な被害をもたらしました。麹町・神田の両区内でも、大半の地域で家屋の倒壊やその後の火災による焼失で、多数の罹災者が出ました。彼らの中には、バラック収容所に焼け残った公立・私立学校の校舎で避難生活をした人々もいました。

神田駿河台3丁目2番地の一角には、関東大震災をはさんだ大正11年4月から昭和26年3月まで、私立東京商工学校明治

36年2月創立、現在の埼玉工業大学の前身)がありました。震災で焼け残った同校校舎には、周辺の住民23人が収容され、避難生活をしていました(『千代田区教育百年史』)。

この「震災記念の碑」は、避難生活をした地域住民が、このことを後世に伝えるため、震災1周年にあたる大正13年(1924年)9月1日に建設した石碑で、当初は総評会館の南

側敷地内にイチヨウ1株とともに設置されました。のちに地下鉄出口脇に移設され、平成15年に現在地に移設されました。

建碑者は、淡路町1丁目全域を範囲とする自治組織である公民会と隣町の有志の人々です。石碑の裏面には、発起人のほか約60名が寄付者として名を連ねています。

東京商工学校の行った地域貢献に対する住民の謝意と、災害時の地域の協力体制の大切さを後世に伝えるため建設されたもので、関東大震災の記憶を伝える貴重な資料といえます。

このほかにも、区内には関東大震災関係として、次の物件などが所在しています。

①「関東大震災協力防火の地」

震災時に、当時の国鉄秋葉原駅の東側一帯に居住していた神田の各町会の住民が協力して、街を火災から守り抜きました。区立和泉公園内(神田和泉町1)に「防火守護地」の石碑が所在しています。

②「工部大学校跡碑」

震災が関3丁目2番に所在した工部大学校校舎が、震災により倒壊したため、同校出身者たちが瓦礫を集めて記念塔を作ったものです。文部科学省敷地内に所在しています。

③「震災イチヨウ」

竹平町1番地(パレスサイドビルがある一ツ橋1丁目1番)にあつて関東大震災の焼け野原で生き残ったイチヨウといわれています。震災復興の区画整理



で切り倒される方針がでた際、当時の中央気象台長が帝都復興局長官に申し入れて、現在地に所在しています。

有形文化財(歴史資料)
井澤彌總兵衛墓碑 1基

所在地 麹町6-4-12(心法寺境内)
所有者 個人・宗教法人心法寺

区内で唯一境内墓地を持つ、麹町6丁目の心法寺境内(本堂左手奥の墓地に所在していて、江戸時代の土木技術者として著名な旗本井澤彌總兵衛が永とその妻を合葬した墓碑です。この墓碑は、正面および左右



観光協会は、5月に皇居・旧江戸城を案内する恒例の散策ツアー「江戸城ウォークマンスリー」を実施します。ボランティアガイドの案内で、北の丸公園・皇居東御苑・皇居外苑と、江戸城を南北に巡ります。昼食は皇居外苑楠公レストハウスで江戸時代の味を再現した「江戸エコ行楽重」ツアー限定の江戸時代の菓子「巻餅」を用意(コーヒード付)しています。

とき 5月13日(日)・20日(日)・27日(日)9時～13時(雨天決行12時から昼食)

コース 観光協会事務所前九段南1-6-17千代田会館1階集合↓清水門↓北の丸公園↓北詰橋門↓天守台↓大手門↓二重橋・桜田門↓楠公レストハウス(昼食後解散)

参加費 2千500円(昼食代を含む、当日集合)

江戸城ウォークマンスリー

観光協会は、5月に皇居・旧江戸城を案内する恒例の散策ツアー「江戸城ウォークマンスリー」を実施します。ボランティアガイドの案内で、北の丸公園・皇居東御苑・皇居外苑と、江戸城を南北に巡ります。昼食は皇居外苑楠公レストハウスで江戸時代の味を再現した「江戸エコ行楽重」ツアー限定の江戸時代の菓子「巻餅」を用意(コーヒード付)しています。



側面にある銘文によると、天明7年(1787年)5月に建てられたものです。天明7年は、井澤為永没後49年目にあたため、50年忌として新たに建てたと考えられています。

井澤為永は、はじめ紀伊家に仕え、藩主徳川吉宗の將軍就任により旗本として召し出されています。紀州藩時代には、主に藩の土木工事に携わり、旗本となり普請役を勤めてからも、新田開発・用水開削・湖沼干拓・河川改修等を行っています。これらの事業のうち、特に用水開削である「見沼代用水玉堤具いたまし市」は、見沼通船堀の史跡指定「井澤祠」・頌徳碑・銅像の建立など、地元で顕彰・評価されています。

この「井澤彌總兵衛墓碑」は、歴史的人物に関する墓碑として貴重な物件といえます。

定員 各日20名(申込順)
申込み 各実施日直前の木曜17時までに電話またはEメール(10面記入例参照)に参加者全員の必要事項を記入し千代田区観光協会(☎3556-0391)info@kanko-chiyoda.jp)へ。

第1回区議会定例会

平成24年度予算が成立

平成24年第1回区議会定例会を2月17日から3月16日まで開きました。

この定例会では、区長提出議案32件、委員会提出議案等4件が審議されました。そのほか、報告が7件ありました。また「懲罰特別委員会」が設置されました。

詳しくは「ちよだ区議会だより」または区議会のホームページ（http://kugikacity.chiyoda.tokyo.jp）をご覧ください。

問合せ 総務職員課

☎5211-4138

区議会事務局

☎5211-4297

区長提出議案

▼平成23年度千代田区一般会計補正予算第4号（可決）

▼平成23年度千代田区介護保険特別会計補正予算第1号（可決）

▼千代田区保育の実施に関する

▼平成24年度千代田区一般会計予算（可決）

▼平成24年度千代田区国民健康保険事業会計予算（可決）

▼平成24年度千代田区介護保険特別会計予算（可決）

▼平成24年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算（可決）

▼平成24年度千代田区一般会計補正予算第1号（修正可決）

※予算の重点項目等詳しくは、別冊の予算特集号をご覧ください。

▼職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▼千代田区公衆浴場法施行条例（可決）

▼千代田区興行場法施行条例の一部を改正する条例（可決）

▼千代田区旅館業法施行条例（可決）

▼千代田区区立湯河原千代田荘の指定管理者の指定について（可決）

▼千代田区旧庁舎解体他工事請負契約について（可決）

▼千代田区公募市場法施行条例（可決）

▼千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（可決）

▼千代田区食品衛生検査施設の設備等の基準に関する条例（可決）

▼千代田区診療所における専属

薬剤師の設置の基準に関する条例（可決）

▼千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（可決）

▼千代田区介護保険条例の一部を改正する条例（可決）

▼千代田区公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▼千代田区地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例（可決）

▼東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について（可決）

▼特別区道の路線の廃止について（可決）

▼千代田区立湯河原千代田荘の指定管理者の指定について（可決）

▼千代田区旧庁舎解体他工事請負契約について（可決）

▼千代田区公募市場法施行条例（可決）

▼千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（可決）

▼千代田区食品衛生検査施設の設備等の基準に関する条例（可決）

▼千代田区診療所における専属

工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について（報告）

▼区立麹町中学校改築空調設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について（報告）

▼区立麹町中学校改築給排水衛生設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について（報告）

▼損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について（報告3件）

委員会提出議案等

▼年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書（可決）

▼東北地方の高速道路の無料開放を当分の間、継続することを求める意見書（可決）

▼帰宅困難者対策の広域的対応を求める意見書（可決）

▼木村正明議員に対する処分要求について（継続調査）

健康通信

「患者の声相談」を開設

「患者の声相談」は、医療に伴う疑問や悩みなどについての電話相談です。

区民の皆さんが医療を受けようという時に知りたいことや、医療を受けている時に感じた疑問や不安について相談を受けます。また、区内の診療所・歯科診療所・施術所などに対するご意見をお聞きして対応することで、皆さんに開かれた医療の提供と、医療安全の向上を目指します。

ポイント

・医療現場での経験がある専



家庭用LED照明の購入を支援

区内の電器店など、LED照明を5千円以上購入した方に、購入金額に応じたクーポンまたはエコ・アクション・ポイント（別冊の予算特集号5面参照）を差し上げます。下記図表。ぜひ、この機会に自宅の照明をLEDに交換してみませんか。

受付期間 4月10日（火）から

対象 次のすべてに該当する方（先着順／なくなり次第終了）

①区内在住である

②区内商店等で、LED照明を5千円以上（消費税を含む）購入した

③購入日が平成24年4月1日以降である

※申請は1世帯1回のみです。

※各店舗等のポイント制度を

利用して購入したものは除きます。

※通信販売やインターネットサイトで購入した場合も、区内事業者であれば、対象となります。

申請方法 次のものを持参の上、環境・温暖化対策課（区役所5階）で申請してください。

(1) LED照明の購入を証明できる領収書またはレシート（購入店舗名・住所および購入金額が確認できるもの（コピー不可）等）

(2) 住所を証明できるもの（運転免許証、健康保険証など）

申請書は、環境・温暖化対策課で配布しているほか、区のホームページ（http://www.city.chiyoda.jp）からもダウンロードできます。また、クーポン等はその場でお渡しします。

問合せ 環境・温暖化対策課 事業推進係

☎5211-4253

LED照明の購入金額	配付内容	
	クーポン	エコ・アクション・ポイント
5,000円～9,999円	1,500円分	2,000ポイント
10,000円～19,999円	3,000円分	4,000ポイント
20,000円以上	4,000円分	6,000ポイント

（30分以内）
受け付けられない相談

・医療行為の過失や因果関係の有無、責任の所在の判断・決定

・医療機関との紛争の仲介や調停

問合せ 地域保健課医療連携係

☎5211-8163

患者の声相談までの流れ

医療についての疑問・不安がある
・治療や薬の説明がよくわからない
・治療の内容に納得できない
・医師、歯科医師、看護師、職員の対応が気になる

受診している医療機関の窓口にご相談してみましょう

相談の結果に納得できない。もっと詳しく説明してほしい。

「患者の声相談」の専用電話にお電話ください

※都内の病院の相談は、（都）患者の声相談窓口（☎5320-4435）で受け付けています。

※医療機関の良悪の判断や評価

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

4 月から区の組織が変わりました

主な改正点

■千代田保健所

地域保健・地域医療政策にかかる企画、調整を総合的・一体的に推進するため「地域保健課」を新設しました。

■防災・危機管理課

危機管理に関する業務を一元的に管理し、より実効性のある危機管理体制

に強化するため、防災課を「防災・危機管理課」に再編しました。

■課名の見直し

皆さんにわかりやすい組織にするため、課の名称を見直しました。

(例)「コミュニティ担当課長」の名称を「コミュニティ振興課」に変更しました。

問合せ 企画調整課 ☎5211－4140

平成 23 年度		平成 24 年度	
旧部署名		新部署名	主な仕事
総務職員課	➡	総務課	総務、文書、条例、公益通報制度
人事担当課長		人事課	職員の人事・給与・福利厚生・健康管理、人材育成
千代田保健所	➡	千代田保健所	
		地域保健課[新設]	地域保健・地域医療政策にかかる企画・調整
生活衛生課		生活衛生課	食品・環境・医務薬事
健康推進課	➡	健康推進課	健康づくり、病気の予防
安全生活課		安全生活課	路上喫煙・路上障害物対策、自転車駐車場整備、公害対策、防犯
防災課		防災・危機管理課	危機管理、防災、消防団

区民の講座・講習会の受講料を補助

▼補助対象の民間学習機関一覧

- ・NPO 法人あい・ぼーとステーション
- ・アテネ・フランセ
- ・池坊お茶の水学院
- ・イタリア文化会館
- ・ABC クッキングスタジオ
- ・科学技術館パソコン教室
- ・神田アクアビクスプール・江戸遊
- ・神田外語キッズクラブ
- ・神田塾／神田外語学院
- ・共立アカデミー
- ・首都大学東京オープンユニバーシティ
- ・小学館アカデミー
- ・城西エクステンション・プログラム
- ・駿台 STC スクール
- ・セルバンテス文化センター東京
- ・ソフィア・コミュニティ・カレッジ(上智大学公開講座)
- ・中央大学クレセント・アカデミー
- ・東京會館クッキングスクール
- ・日テレ学院
- ・日本健康太極拳協会
- ・日本大学総合生涯学習センター
- ・ヌーベルエコール
- ・ハルスポーツビレッジ
- ・法政大学エクステンション・カレッジ
- ・ホームメイド協会
- ・毎日文化センター
- ・明治大学リバティアカデミー

■講座講習会ハウチャー制度(生涯学習個人補助金)

区民の皆さんが、区内の大学やカルチャーセンターなどで講座や講習会を受講した場合に、受講料の一部を補助します。「申請ガイドブック(前期)」は、4月上旬から配布する予定です。

対象 区内在住者
補助額 受講料の2分の1(年間1万円まで、1千円未満の端数切り捨て)

「申請ガイドブック(前期)」の配布場所 九段生涯学習館(九段南1-5-10)・情報コーナー(区役所2階)・出張所等

対象講座 右図表の民間学習機関で開催される趣味や教養に関する講座・講習会

※補助内容や手続き方法等詳しくは「申請ガイドブック(前期)」または九段生涯学習館

偽ブランド品を購入してしまったら

消費者だより

「ネット通販や実店舗で格安ブランド品を購入したがすぐ壊れた。粗悪品で偽物だと思ふ。返品したい」といった相談が寄せられています。

■「偽ブランド」のタイプはおおむね2つ

「一見して偽物とわかるもの」は、売る側も買う側も偽物と知りながら売買しています。値段はかなり安く、本物の4割～1割程度です。

「一見しただけでは偽物とわからないもの」は、買う側だけでなく売る側さえ偽物と知らずに売っている場合があります。細部にわたり本物に似せてあり、偽造の保証書や箱が付いているものもあります。

Q 「ホンモノ」「セモノ」を判断してくれる所はどこか

A ある商品が本物か偽物かを判断できるのは、商標権者であるブランドホル

地域コミュニティ活性化事業

富士見地区

「まちの記憶、まちの暮らし」シンポジウム

富士見地区では、住民の方々に暮らしの変遷や地域の歴史をインタビューし、その資料の収集を行って「まちの記憶、まちの暮らし」の掘り起しを試みてきました。その活動の成果として、地域コミュニティの新たな方向性を探るためのシンポジウムを開催します。ぜひご参加ください。

とき 4月15日(日)14時～16時

会場 区民ホール(区役所1階)

定員 120名(先着順)

内容

- ・第一部(講談) よくわかる富士見地区「江戸～平成まちの記憶、まちの暮らし」講談
- 「一龍斎貞心さん(講談師)」

／解説 板垣英憲さん(評論家)

・第二部(シンポジウム) これからの富士見地区「歴史に学び、未来を拓く」私たちのまちづくり「パネリスト 板垣英憲さんと地域住民の方々」

問合せ 富士見地区地域コミュニティ活性化事業実行委員会(富士見出張所内)

☎3263-3841

あり、返品交渉をするには、その店で購入したという証明、レシートや控えが必要になります。

■購入前に専門機関に相談を

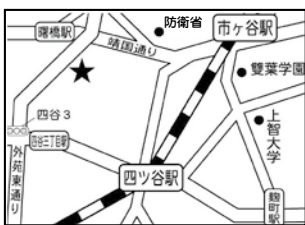
最近の「偽造品」は巧みに作られており、消費者自身が本物か偽物かを自分で判断するには限界があります。購入前に一度、専門機関に相談し、信頼できる店を確認するのが良いでしょう。

市場での不正商品の流通防止を目指す業界団体、日本流通自主管理協会では「ブランド110番」(☎0120-786-470)を設け、販売者・国内業者と消費者間の真贋を巡るトラブルの和解をサポートしています。



© 千代田区 2010
消費生活センター
イメージキャラクター
「キックン」

問合せ 消費生活センター
☎5211-4314



四谷どうぶつ病院

☎03(5363)5593 http://www.yotsuya-pet.com

午前9:30～12:30 午後16:00～19:30
(日曜・祝日の午後、水曜休診)

診察動物: 犬、猫、フェレット、ハムスター、モルモット、うさぎ、亀、小鳥、その他小動物
※ペットホテル、トリミング要予約

新宿区荒木町18-7・外苑東通り沿い 四谷三丁目交差点を早稲田方向へ500m
・都営新宿線 曙橋駅A4出口 徒歩2分

行政書士の無料相談

毎月2回開催!

場所: 区役所2階 時間: 13時～15時

第1水曜日
5月2日

第3火曜日
4月17日

毎月の開催日及び
詳細は
ホームページで!

http://www.chiyoda-gyosei.jp/ ☎5823-6811

4月からの商工融資あっせん制度

区は、長引く景気低迷により事業経営に深刻な影響を受けている区内中小企業者を対象に、平成20年度から継続して商工融資特別対策を実施してきました。現在も、景気の先行きが不透明な状態が続くため、平成24年度も特例措置を継続し、中小企業者の経営安定化を支援します。

■平成24年度の特例措置

▼経営安定化支援特例措置Ⅱ図表Ⅰ

中小企業信用保険法第2条第4項第1号～6号の認定取得者

▼図表 1 経営安定化支援特例措置

資金名		代表者 区 分	融資限度額	名目 利率	利 子 補給率	本 人 負担率	融資期間 (据置期間)	返済 方法	保証料 補助
1	営 業 資 金	区民	1,800 万円	2.1% (2.2% 以下)	1.3% (1.4%)	0.8% 以下	6 年以内 (6 か月)	元金均等割賦返済	代表者が区内在住の場合のみ全額補助
		一般	1,300 万円		0.6% (0.7%)	1.5% 以下			
2	設 備 資 金	区民	2,000 万円		1.3% (1.4%)	0.8% 以下	7 年以内 (12 か月)		
		一般	1,500 万円		0.6% (0.7%)	1.5% 以下			
3	小規模企業 特 別 資 金 (営業・設備)	区民	900 万円		1.8% (1.9%)	0.3% 以下	5 年以内 (6 か月)		
		一般	650 万円		0.7% (0.8%)	1.4% 以下			

※併用利用する場合の融資限度額は通常資金と同じです。
※名目利率・利子補給率のカッコ内の数値は、責任共有制度対象の利率です。

▼千代田区商工融資あっせん制度 資金一覧

資金名		資金使途	代表者 区 分	融資限度額	名目 利率	利 子 補給率	本 人 負 担 率	融資期間 (据置期間)	返済 方法	保証料補助			
1	営 業 資 金	買掛金決済などの事業経営上必要な資金	区民	1,800 万円	2.2%	0.8%	1.4%	6 年以内 (6 か月)	元金均等割賦返済	—			
			一般	1,300 万円		0.3%	1.9%						
2	設 備 資 金	店舗の改修・機械等の設置などの資金	区民	2,000 万円		0.8%	1.4%	7 年以内 (12 か月)		—			
			一般	1,500 万円		0.3%	1.9%						
3	小 規 模 企 業 特 別 資 金	上記の営業資金・設備資金の用途	区民	900 万円		1.7%	0.5%	5 年以内 (6 か月)		全額補助			
			一般	650 万円		0.6%	1.6%			—			
4	事 業 転 換・ 多 角 化 資 金	事業を転換または多角化するための資金	区民	1,500 万円		1.7%	0.5%	6 年以内 (12 か月)		全額補助			
			一般	1,000 万円		0.6%	1.6%			—			
5	食 品 小 売 業 特 別 資 金	食品小売業を営む方が利用できる運転資金	区民	500 万円		1.8%	0.4%	5 年以内 (6 か月)		全額補助			
			一般			0.7%	1.5%			—			
6	地球温暖化環境 対 策 特 別 資 金	ヒートアイランド対策・アスベスト対策工事等の資金	区民	1,000 万円		1.8%	0.4%	7 年以内 (12 か月)		全額補助			
			一般			0.7%	1.5%			—			
7	団 体 資 金	共同事業・設備のための資金	3,000 万円				0.6%	1.6%		5 年以内 (6 か月)	—		
8	起 業 資 金 責任共有制度対象 除 外 (全 額 保 証)	起業するための資金	区民	2,500 万円		2.1%	1.6%	0.5%		7 年以内 (12 か月)	全額補助		
			一般	1,000 万円	0.6%		1.5%	—					
9	小 口 資 金 責任共有制度対象 除 外 (全 額 保 証)		※小口資金を利用できる方は従業員が 20 人(卸売業、小売業、サービス業は 5 人)以下で、今回の申込み分も含めて、信用保証協会の保証付融資残高が 1,250 万円以下の企業または個人事業者です。				原則 元金均等割賦返済			—			
	細 目	小 口 営 業 資 金	買掛金決済などの事業経営上必要な資金	区民	1,000 万円	2.1%				1.3%	0.8%	6 年以内 (6 か月)	全額補助
				一般	800 万円					0.6%	1.5%		—
		小 口 設 備 資 金	店舗の改修・機械等の設置などの資金	区民	1,200 万円					1.3%	0.8%	7 年以内 (12 か月)	全額補助
				一般	900 万円					0.6%	1.5%		—
		小 口 小 規 模 企業特別資金	上記の営業資金・設備資金の用途	区民	900 万円	1.8%				0.3%	5 年以内 (6 か月)	全額補助	
	一般		650 万円	0.7%	1.4%		—						

※営業資金、小口営業資金を併用利用する場合は、営業資金の融資限度額以内となります。
※設備資金、小口設備資金を併用利用する場合および営業資金、小口営業資金、設備資金、小口設備資金を併用利用する場合は、設備資金の融資限度額以内となります。

者が千代田区に住所を有している
※該当すると思われる方はお問い合わせください。

▼優遇措置を引き続き実施

①中小企業金融円滑化法の施行期間(平成21年12月4日～平成25年3月31日)に金融機関へ申込みを行ったもの
②申込みを行った時点で、代表・町会加入企業等の優遇・災害対策特例措置(小規模災

害等に限り)
・次世代育成支援対策推進
・千代田エコシステム(CES)推進
■災害対策特別資金の受付期間を延長
東日本大震災に対処するために設けられた信用保証協会の「災害関係保証」「東日本大震災復興緊急保証」が期間延長されたことに伴い、区が昨年実施し

た「災害対策特別資金」も平成25年3月31日融資実行分まで延長します。詳しくは、お問い合わせください。
■中小企業診断士による無料経営相談
中小企業診断士が2名常駐して、専用の相談室で相談を受け付けています。融資利用の際の簡易相談や一般経営相談など、すべて無料で指導・アドバイスを行っています。利用するには予約が必要です。
※各図表の融資期間には、カッコ内の据置期間を含んでいます。

問合せ 区民生活課商工融資係
☎5211-4344

エネルギーの見える化モニター 中小事業者を募集

区は、中小規模建築物の地球温暖化対策の推進のため、目に見えないエネルギー使用量をインターネットで確認できる計測システム(建物1棟あたり計測点は3か所程度)を設置できる中小事業者を募集します。設置や撤去の標準的な費用は、すべて区が負担し、事業者の負担はありません。

■見える化とは

電気のエネルギー使用量を、IT技術を活用して「いつ」「どこで」「どれだけ」使用されているか、数値化・グラフ化して見えるようにすることです。

次世代育成住宅助成 受付期間を 平成25年度まで延長

ご注意ください。
定員 親元近居枠・区内転居枠各50世帯(申込順)
助成内容 左図表のとおり
問合せ まちづくり総務課住宅管理係 ☎5211-3607

世帯人数		助成額(月額/円)							
親元近居	区内転居	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
6～	8～	80,000	72,000	64,000	56,000	48,000	40,000	32,000	24,000
5	7	70,000	63,000	56,000	49,000	42,000	35,000	28,000	21,000
4	6	60,000	54,000	48,000	42,000	36,000	30,000	24,000	18,000
3	5	50,000	45,000	40,000	35,000	30,000	25,000	20,000	15,000
2	4	40,000	36,000	32,000	28,000	24,000	20,000	16,000	12,000
	3	30,000	27,000	24,000	21,000	18,000	15,000	12,000	9,000
	2	20,000	18,000	16,000	14,000	12,000	10,000	8,000	6,000

■見える化による効果

エネルギー使用量を自分のパソコン等で確認でき、建物のエネルギー使用の状況を把握し、具体的な対策を行うことで、省エネ化や省CO₂化が期待できます。

■見える化モニターを募集

対象 次の①～⑥のすべてに該当する事業者

- ①区内の中小事業者である
- ②中小規模の建物(原則、延床面積2千㎡以下)である
- ③配電盤等への計測システムの設置工事、維持管理が可能である(事前に現場調査等を行います)
- ④エネルギーの計測が継続して

可能である(平成25年2月末ごろまで)

⑤インターネットに接続している機器(パソコン・携帯電話等)を持っている

⑥取り組み結果の公表や報告会等への協力が可能である

募集事業者数 10事業者程度

(申込順)

申込み 4月6日(金)～13日(金)に

電話またはEメール(10面記入例参照)で、環境・温暖化対策課エネルギー対策係 ☎5211-4256

✉kankyoun-danka@city.chiyoda.jp)へ。

平成 24 年度 各種保険制度の保険料等が決定

国民健康保険

■国民健康保険とは

国民健康保険制度(国保)は「国民皆保険制度」の中核を担う制度として、加入者の安全・安心な医療の確保と健康保持増進に大きな役割を果たしています。

具体的には、病気やけがなどをした時に、かかった医療費の一部負担で治療を受けることができるほか、各種給付事業を行っています。

国保の運営は、加入者の皆さんからご負担いただく保険料や国・都・区の公費でまかない運用する「相互扶助」の考え方を基にしています。保険料は、国保の安定的な運営に欠かせない非常に大切な財源ですので、保険料の納付をお願いします。

■保険料の構成＝図表 1

加入者が納める保険料は「医療分」と「後期高齢者

支援金分」で構成され、それぞれ、所得に応じた「所得割」と加入者全員が等しく負担する「均等割」を合算して計算します。このほか、40 歳～64 歳の方は介護分が合算されます。

■平成 24 年度の保険料率が決定

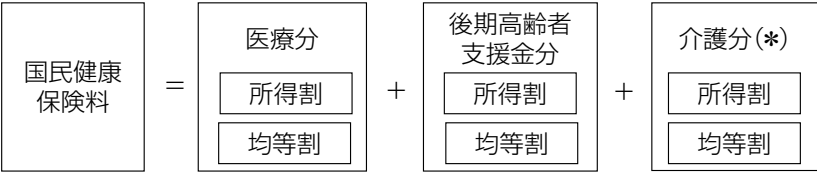
保険料率は、毎年、区が決定しています。平成 24 年度の保険料率は図表 2 のとおりです。

■今年度の保険料は 6 月にお知らせします

1 年間の保険料は 6 月～翌年 3 月の 10 期(回)に分けて納めていただきます。年金引き落としの方は 4 月の納付があります。

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎5211－4204

▼図表 1



*介護分は、40 歳から 64 歳までの方が対象となります。

▼図表 2

	医療分	後期高齢者支援金分	合計	介護分
所得割(算定基礎額(*)に対する料率)	6.28%	2.23%	8.51%	0.90%
均等割(1 人当たり)	30,000 円	10,200 円	40,200 円	14,100 円
限度額(1 世帯あたり)	51 万円	14 万円	65 万円	12 万円

*算定基礎額は、前年の総所得および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額(33 万円)を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

後期高齢者医療制度

■後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方全員(および 65 歳以上で一定の障害がある方)を対象として、都内のすべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合(広域連合)」が運営主体となり、各区市町村が窓口となって運営されています。

具体的には、区は「保険料の徴収」「被保険者証の引き渡し」「各種届出の受け付け」等を、広域連合は「保険料の決定」「被保険者資格の認定」等を担当しています。

この制度の財源は、窓口での自己負担分を除き、原則として公費(約 5 割)、現役世代(他の医療保険制度)からの支援金(約 4 割)のほか、皆さんからご負担いただく保険料(約 1 割)でまかなわれています。保険料は、後期高齢者医療制度の安定的な運営に欠かせない非常に大切な財源ですので、保険料の納付をお願いします。

■平成 24 年度の保険料が決定

保険料は、加入者一人ひとりに負担いただくことになっており、原則として都内で均一です。平成 24 年度は、2 年ごとの保険料の見直しの年にあたり、今回の見直しでは、加入者数や医療費の増加などにより、大幅な上昇が見込まれました。

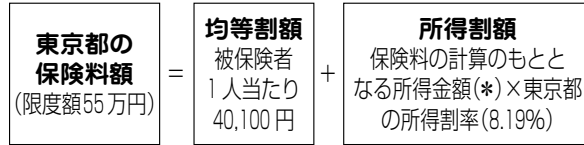
これに対し、急激な負担増を抑制するため、基金の活用や公費を使って都独自の保険料増加抑制策を講じましたが、それでも従来と比較して平均 10.3%増の保険

料負担をお願いすることとなりました。ご理解をお願いします。

■保険料(年額)の決め方＝図表 1

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計額です。7 月下旬頃に、保険料の通知を送ります。

▼図表 1 保険料の計算方法



*保険料の計算のもととなる所得金額は、前年の総所得および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額(33 万円)を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

■所得に応じた保険料の軽減

所得に応じた保険料の軽減があります(軽減を受けるには、確定申告または所得の申告等が必要です)。

①均等割額の軽減＝図表 2 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を基に均等割額を軽減しています。

②所得割額の軽減＝図表 3 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」を基に所得割額を軽減しています。

■会社の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の軽減
後期高齢者医療制度加入の前日まで、会社の健康保

険などの被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額が 9 割軽減された額のみとなります。

▼図表 2 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が次に該当する世帯	軽減割合
33 万円以下で被保険者全員が年金収入 80 万円以下(その他の所得がない)	9 割
33 万円以下で 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割
33 万円 + (24.5 万円 × 世帯主を除く被保険者の数) 以下 (単身者は該当しません)	5 割
33 万円 + (35 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割

※ 65 歳以上(1 月 1 日現在)の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。

▼図表 3 所得割額の軽減

	保険料の計算のもととなる所得金額(*)	軽減割合
①	15 万円以下	100%
②	20 万円以下	75%
③	58 万円以下	50%

※①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

問合せ 制度について＝広域連合お問合せセンター ☎3222－4496 (FAX) 0570－086－075

個別の相談・個人情報を含むことについて＝
(区)保険年金課後期高齢者医療係 ☎5211－4206

介護保険

第 5 期介護保険料の基準月額(第 4 段階)は 5,200 円に

第 5 期介護保険事業計画を 3 月に策定し、65 歳以上の高齢者(第 1 号被保険者)の第 5 期介護保険料が決まりました＝左図表。

■介護サービス費用等の見込み

第 4 期と第 5 期を比較すると、65 歳以上の人口は約 7%増、介護が必要な方は 15%増、介護サービス費用は 20%増になる見込みです。

■保険料上昇の抑制策

高齢者の保険料で負担すべき割合が、20%から 21%になるとともに、介護報酬が増改定されました。また、保険料を負担する高齢者人口の増加率よりも介護サービス費用の増加率が高くなる見込みで、被保険者 1 人あたりの介護サービス費用が大きくなり、さらに保険料が上昇します。そこで、第 5 期においては、次の 3 つの上昇抑制策を講じています。

①介護保険外サービスの継続

紙おむつの支給など一般施策で実施している在宅支援サービスを、引き続き介護保険外のサービスとして実施します。なお、このサービスを介護保険で実施した場合は、保険料の基準月額が約 1,050 円上昇します。

②負担能力に応じた保険料の段階設定

中堅所得以下の年金生活者等の保険料上昇を抑制するため、第 4 期の 9 段階から負担能力に応じた 12 段階に見直し、保険料の基準月額を 300 円軽減しました。

③介護保険運営基金等の活用

区の介護保険運営基金の取り崩しや、東京都財政安定化基金交付金の活用により、保険料の基準月額を 100 円軽減しました。

段 階	住民税の課税状況	対 象	保険料年額	料率(基準額に対する割合)
第 1 段 階	老齢福祉年金を受給し、世帯全員が住民税非課税の方／生活保護を受けている方		24,900 円	0.4
第 2 段 階	世帯全員が非課税	本人の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円以下の方	24,900 円	0.4
特例第 3 段階		本人の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円を超え 120 万円以下の方	37,400 円	0.6
第 3 段 階	本人は非課税で世帯に課税者がいる	本人の合計所得金額＋課税年金収入が 120 万円を超える方	43,600 円	0.7
特例第 4 段階		本人の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円以下の方	49,900 円	0.8
第 4 段 階		本人の合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円を超える方	62,400 円	基準額
第 5 段 階		本人の合計所得金額が 125 万円未満の方	68,600 円	1.1
第 6 段 階		本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	78,000 円	1.25
第 7 段 階		本人の合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の方	93,600 円	1.5
第 8 段 階		本人の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の方	109,200 円	1.75
第 9 段 階		本人の合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	124,800 円	2
第 10 段 階		本人の合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満の方	140,400 円	2.25
第 11 段 階		本人の合計所得金額が 1,200 万円以上 1,500 万円未満の方	156,000 円	2.5
第 12 段 階		本人の合計所得金額が 1,500 万円以上の方	171,600 円	2.75

※特例第 3 段階、第 10 段階～第 12 段階は新設の段階です。

※低所得者対策として、特例第 3 段階を新設し、特例第 4 段階の設定を継続します。

■保険料は 4 月中旬に通知します

65 歳以上の方には、第 5 期の計画に基づく平成 24 年度の介護保険料の通知を 4 月中旬に送ります。

問合せ 高齢介護課介護保険係 ☎ 5211－4224

高齢者センター公開講座

■額田王と揺れ動く古代～天智、天武二人の帝に愛された万葉の佳人額田王の生涯とその時代～

額田王は、斉明女帝に宮廷歌人として仕え、揺れ動く古代を天皇の心になって歌い、神に祈りを捧げていました。そして、そのときの天智、天武の2人の帝に愛されていました。今回は「万葉集」を手がかりに、額田王とその時代をたどってみます。

とき 4月19日(木)午後1時～2時30分

会場 高齢者センター

対象 60歳以上の区内在住者16名(申込順)

講師 森万里子さん(高齢者センター登録同好会まほろば会講師)

申込み 前日までに電話または直接高齢者センター窓口(神田神保町2-20 ☎3265-3981／午前9時～午後5時)へ。

認知機能向上教室

ふだんの生活で必要となる、物事を計画し実行するための認知機能を、旅の企画をすることで鍛えます。小旅行も、参加者同士の話し合いで実現できます。

とき 4月16日～7月9日の毎週月曜(4/30を除く全12回)午前10時～11時30分

会場 岩本町ほほえみプラザ1階多目的ホール(岩本町2-15-3) ※外出などの内容により、集合・



▲「つくることが生きること」東日本大震災復興プロジェクト(アーツ千代田3331)

解散場所や終了時間が異なる場合があります。

対象 区内在住の65歳以上で、会場まで1人で歩いて参加できる方20名(申込順)

※初めて参加する方が優先です。

参加費 外出にかかる費用(実費)

申込み 4月11日(水)までに電話で高齢介護課介護予防係(☎5211-4222)へ。



介護予防教室のお知らせ

65歳以上の方であれば、どなたでも参加できるプログラムです。心と体の健康を維持するために、いろいろな教室に参加してみませんか(参加費は無料です)。見学・

体験参加も受け付けています。
対象 65歳以上の区内在住者
内容 下表のとおり
問合せ 各高齢者在宅サービスセンターへ。

会 場	プログラム	定員
一番町高齢者在宅サービスセンター (一番町12いきいきプラザ一番町内) ☎3265-6311	フェルデンクライスメソッド (自然な動きを取り戻すために、心地よい小さな動きでからだを刺激します) (毎月第2・4水曜 午後1時30分～3時30分)	15人
	カンツォーネを聴こう、歌おう、発声しよう (毎月第4土曜 午前10時～正午)	40人
	音楽運動療法(毎月第2・4木曜 午前10時～正午)	15人
	このほかにも、口腔機能や栄養教室なども行っています。	
西神田高齢者在宅サービスセンター (西神田1-3-4 西神田庁舎内) ☎5282-3715	ハッスル体操教室 (毎週月曜 午後1時15分～3時)	15人
	心肺機能強化、叙情歌(じょじょうか)を唄おう (毎月第2～5木曜 午後1時～2時30分)	15人
	絵手紙教室(毎月第1木曜 午後1時30分～3時)	15人
	このほかにも、栄養教室や講演会なども行っています。	
岩本町高齢者在宅サービスセンター (岩本町2-15-3 岩本町ほほえみプラザ内) ☎5825-3407	ほほえみヨガ教室 (毎月第1～4金曜 午後1時15分～2時30分)	20人
	カラオケ教室 (毎月第1～4水曜 午後1時30分～3時)	15人
	書道教室(毎月第2・4木曜 午後1時30分～3時)	15人
	太極拳(毎月第1～3水曜 午後2時～3時30分)	20人
	このほかにも、スポーツ吹矢、うた声サロン、ビリヤード教室、絵手紙教室、講演会なども行っています。	

※プログラム内容や日時は変更になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
※日時が定期的ではないプログラムは、その都度広報千代田等でお知らせします。



広報千代田
区立施設・民間施設
等で配布

- 主な配布場所
- ・区役所本庁舎
 - ・出張所
 - ・千代田保健所
 - ・区立図書館・日比谷図書文化館
 - ・児童・家庭支援センター
 - ・駅(JR水道橋駅、地下鉄大手町駅・日比谷駅・内幸町駅・)
- ◀ 広報スタンド

広報千代田は、毎月5日・20日に発行し、新聞折込で配布しています。そのほか、区立施設や民間施設等でも配布しています。

今年度も6月から実施
区民健診を受診しましょう

区は、例年実施している区民を対象とした各種健診を今年度も実施します。

受診期間 6月15日(金)～平成25年2月末日
(受診券は、受診開始の直前に発送します)

健診内容

- ①40歳以上の方Ⅱ国保健診・長寿健診・成人健診・各種がん検診
- ②20・25・30・35歳の方Ⅱ若年節目標健診
- ③19歳以上の方Ⅱ歯科健診

※詳しくは、広報千代田6月5日号でお知らせする予定です。

受診場所 区内の指定医療機関

問合せ 健康推進課健康推進係
☎5211-8161

市ヶ谷駅・小川町駅・郵便局(神田・麹町など)・区内公衆浴場
配布場所等詳しくは、お問い合わせください。
なお、新聞購読していない区民へは、民・区内事業所の皆さんには、申し出により無料で広報千代田を郵送します。
問合せ 広報広聴課
☎5211-4174

警察からのお願い

振り込め詐欺等にご注意ください

振り込め詐欺

区内では、依然として振り込め詐欺の被害が続いています。振り込め詐欺の犯人は、息子・孫等を装い、次のような電話をかけてきます。

- ①携帯電話をなくしたので、番号が変わった
- ②電車で現金の入ったかばんを置き忘れて、困っている
- ③無くした現金を返さねばならないが、お金を貸してくれないか

このような電話は、昼間だけでなく夜間にもかかってくる。また、①のケースでは、

振り込め詐欺の注意点

- 息子、孫等を名乗り「携帯電話の番号が変わった」という電話があった場合、次のようなことに注意してください。
- ①変更前の元の電話番号にかけこめる(相手方が出なくても、

未公開株・転換社債等の購入の持ちかけ

あなただけに教えますといった文言とともに「未公開株・転換社債等の購入は必ず儲かる」という電話やEメール、手紙が来ることがあります。必ず儲かる話はあるはずもなく、大金をだまし取られるケースも発生しています。中には、立派なパンフレットやいかにもそれらしい社債券を作成し、被害者に交付することもあります。

このような話があったら、現金を振り込む前に、警察や消費生活センターに相談してください。

区内各警察署では、随時、防犯対策の相談を受け付けていますので、ご相談ください。

問合せ

(区)消費生活センター
☎5211-4314

麹町警察署
☎3234-0110

丸の内警察署
☎3213-0110

神田警察署
☎3295-0110

万世橋警察署
☎3257-0110

※いずれも各警察署生活安全課防犯係(内線2612)へ。



児童館・児童センター

入園・入学・進級おめでとう会

入園や入学・進級を祝い、楽しいゲームや体を動かして遊びましょう。

■西神田児童センター

4月18日(水)14時～15時、西神田2

平成24年度 子ども自然教室通年参加者募集
テーマは「自然体験活動から学ぶ『生きる力』」

野外で大自然の恵みを仲間と一緒に満喫する、子ども自然教室の通年参加者(全7回)を募集します。

対象 区内在住・在学の小学4年生～中学3年生75名(抽選)

申込み 4月20日(金)(必着)までにハガキ(10面記入例参照・1人1枚)に学校名・学年・性別・生年月日・保護者名・第1回(「ビギナーキャンプ」)の出欠を記入し九段生涯学習館(〒102－0074九段南1－5－10 ☎3234－2841)へ。

－6－2 ☎5215－9062

■神田児童館

4月18日(水)14時30分～15時30分、外神田3－4－7 ☎3253－6021

■四番町児童館

4月18日(水)15時～16時、四番町11 ☎3234－3084

■一番町児童館

4月18日(水)15時～16時、一番町10 ☎3230－0866

親子 de ヨガ

5月20日～6月10日の毎週日曜(全4回)15時30分～16時30分、スポーツセンター、1歳～小学生とその保護者15組(抽選)、講師＝清水美子さん・野

※参加費は1回ごとの支払いになります(交通費・保険料を含む)



と き	タイトル	場 所	参加費
5月12日(土)・13日(日)	ビギナーキャンプ	千葉県立水郷小見川少年自然の家(千葉県香取市)	5,000円
7月1日(日)	フォレストキャンプ準備会・保護者説明会	九段生涯学習館	8,000円
8月24日(金)～26日(日)	フォレストキャンプ	埼玉県青少年総合野外活動センター(埼玉県秩父市)	
11月10日(土)・11日(日)	ネイチャーキャンプ	桃沢野外活動センター(静岡県長泉町)	5,000円
12月9日(日)	エンジョイスキーキャンプ準備会・保護者説明会	九段生涯学習館	15,000円
平成25年1月4日(金)～6日(日)	エンジョイスキーキャンプ	尾瀬しんこう荘／かたしな高原スキー場(群馬県片品村)	
3月3日(日)	思いでいっぱい修了式	九段生涯学習館	600円

※天候などによりプログラムを変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

「ひがた探検隊」参加者募集
～中学生・高校生ボランティアも募集～

青少年委員会は、毎年「ひがた」をテーマとしたプログラムを開催します。

1滴の水が川の上流から大きな流れとなって海に流れ込み「ひがた」を作るまでを、1年間で楽しく学びます。

とき・内容 下図表のとおり

場所 東京湾近辺(千葉方面)

対象 区内在住・在学の小学2年生～6年生50名(抽選(初めての方を優先))

参加費 10,000円(全4回分)

申込み 4月20日(金)(必着)までに

ハガキ(10面記入例参照、1人1枚)に学校名・学年・保護者名を記入し千代田区青少年委員会事務局(〒102－8688九段南1－2－1子ども総務課内)へ

※1年間を通して学ぶプログラムであるため、全回出席を原則とします。

※詳しくは、情報コーナー(区役所2階)・出張所・児童館などで配布するチラシをご覧ください。

■中学生・高校生のリーダーを募集

ひがた探検隊に、ボランティアリーダーとして参加してくれる中学生・高校生を募集します。

とき(予定)	内容(予定)
第1回(春) 5月20日(日)	ひがたで見られる生物を観察し、自然の恵みを知ります。
第2回(夏) 7月 7日(土)	船に乗って、簾立(すだて)漁を体験しとれた魚を昼食にします。
第3回(秋) 10月21日(日)	川の源を探索します。
第4回(冬) 平成25年2月17日(日)	自分で海苔(のり)をすき、漁師さんが海上で食べる鉄砲巻を作って食べます。

※各回とも7時30分区役所集合。

※都合により内容等を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

沢小百合さん(いずれもミズノグループインストラクター)、参加費＝大人2,000円／小学生1,500円／幼児1,000円、4月30日(月)(必着)までに往復ハガキ(10面記入例参照・1組1枚)に性別を記入しスポーツセンター(〒101－0047内神田2－1－8 ☎3256－8444)へ。

給食費や学用品費等の援助

区は、経済的な理由で学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に、給食費や学用品費等を援助しています。

区内の区立学校へ通学している方には、学校を通じてお知らせします。区外の学校へ通学している方は、区のホームページ(<http://www.city.chiyoda.lg.jp>)をご覧ください。

対象 次のすべてに該当する方

- ①児童・生徒、保護者とも区内在住
 - ②国公立の小・中学校、中等教育学校(前期課程)の児童・生徒
 - ③生活保護受給者またはこれに準ずる方
- 学務課学務係 ☎5211－4284

くろべ子ども自然体験村

毎年恒例の「くろべ子ども自然体験村」を、今年も8月27日(月)～30日(木)に開催する予定です。このイベントでは、富山県黒部市のお友達と一緒に、峡谷のトロッコ列車に乗ったり、キャンプファイヤーをしたり、自然を満喫します。

詳しい内容は、広報千代田6月5日号や九段生涯学習館のホームページ(<http://www.kudan-llくエルエル>).info)等でお知らせします。

九段生涯学習館 ☎3234－2841



リーダーは、子どもたちの目線に立って、遊んだり安全を見守ったりする重要な存在です。昨年度は、熱心な中学生リーダーが誕生し大活躍してくれました。興味のある中学生・高校生は、説明会に参加の上、ぜひご応募ください。

対象 区内在住・在学の中学生・高校生でひがた探検隊全4回に参加できる方

※学校がある日は、無理をせずにご参加ください。

説明会 5月6日(日)10時～12時に麴町区民館(麴町2－8)で開催します。募集のホームページ(<http://seishonen.jp>)から申し込んでください。

問合せ 千代田区青少年委員会・江間 ☎090－2657－7359(17時～21時)

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平成24年度上半期の
年金支給額が決定

平成24年度上半期の年金支給額は、平成23年度と比較して、0.3%引き下げられ、次のとおりとなります。

なお、平成24年10月以降に、支給額の変更が予定されています。

■老齢基礎年金額(年額)

786,500円(満額)

※この金額は、保険料を480か月分納めた場合の年金支給額で、納付済の月数によって金額が異なります。

■障害基礎年金額(年額)

1級983,100円

2級786,500円

■遺族基礎年金額(年額)

786,500円

■障害基礎年金・遺族基礎年金の
子の加算額(年額)

・第1子および第2子＝1人あたり226,300円

※第3子以降の加算額は、お問い合わせください。

問合せ 千代田年金事務所

☎3265－4381

高齢者サービスのしおり
(平成24年度版)を配布

区の高齢者向けサービスなどをまとめた「平成24年度版高齢者サービスのしおり」を、区役所や出張所等の窓口で無料配布しています。区内在住の65歳以上の方がいる世帯には、郵送することもできますので、希望の方はご連絡ください。また、区のホームページ(<http://www.city.chiyoda.lg.jp>)でもご覧になれます。

配布場所 情報コーナー(区役所2階)、高齢介護課(区役所3階)、出張所、高齢者あんしんセンター麴町・神田

問合せ 高齢介護課管理係

☎5211－4223

ご協力ください
「こころとからだ」の健康調査

区は、65歳以上で介護認定を受けていない方に、生活機能の状態を判定するための「こころとからだ」の健康調査を実施します。アンケートをお送りしますので、ご協力をお願いします。

対象 介護認定を受けていない65歳以上で4月～9月生まれの方

回答受付 5月末までに返信してください。

問合せ 高齢介護課介護予防係

☎5211－4222

スポーツ講習会・大会

■テニス講習会

5月8日～6月5日の毎週火曜(全5回)10時～12時、外濠公園総合グラウンドテニスコート(五番町先)、区内在住者30名(抽選)、参加費＝2,500円(保険料・ボール代を含む)、4月20日(金)(必着)までに往復ハガキ(10面記入例参照)で千代田区テニス協会・石福(〒102－0082 一番町20－7－403 ☎3234－4480)へ。

■椅子に座って太極拳講習会

5月11日～6月1日の毎週金曜(全4回)18時30分～20時、スポーツセンター5階多目的室(内神田2－1－8)、区内在住・在勤者20名(申込順)、参加費＝2,000円、5月10日(木)までに電話

またはファクス(10面記入例参照)で千代田区太極拳連盟・山崎(☎3259－8044 (FAX)3259－8587)へ。

■卓球新人優勝大会兼春季優勝者大会

5月13日(日)9時～、スポーツセンター、区内在住・在勤・在学者および千代田区卓球連盟参加者、参加費＝1人1種目1,000円／高校生以下700円、4月20日(金)(必着)までに所定の申込書(スポーツセンターで配布)を郵送で千代田区卓球連盟・多々良(〒101－0047 内神田2－1－8スポーツセンター内千代田区体育協会気付 ☎090－7838－2548)へ。

※スポーツセンター2階卓球場(火・木曜18時～20時)でも受付可。

国民年金「学生納付特例」制度をご利用ください

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。

学生には、所得が少なく保険料の納付が困難な場合に、申請によって保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生納付特例の対象 次の学校に通学する20歳以上の方

大学(大学院)／短期大学／高等学校・高等専門学校／中等教育学校(後期課程のみ)／特別支援学校(高等部のみ)／学校法人格を有する専修学校および各種学校

※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、かつ都道府県の認可を受けている学校が対象です。

※夜間部・定時制課程・通信制課程・一部の海外大学の日本分校の学生も対象です(海外に所在地のある学校は、原則対象になりません)。

所得制限 学生本人の前年の所得が一定額以下(118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等)の方が対象です。

承認を受けると 承認を受けた期間中は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映さ

れません。しかし、ケガや病気による障害や死亡といった不慮の事故などの場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が保障されますので、万一のときにも安心です。

保険料の追納 学生納付特例を受けた期間の保険料は、10年以内であれば古い順から納付(追納)することができます(承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます)。

申請方法 学生納付特例の申請は、毎年度必要です。希望する方は、学生証や前年の所得を証明する書類を持参の上、住所地の区市町村の国民年金担当窓口で、申請を行ってください(前年の所得がない場合は、所得を証明する書類は不要です)。

■前年度の申請はお急ぎください

平成23年度の学生納付特例申請の受付は、5月1日(火)で終了します。5月2日(水)以降は申請できなくなりますので、まだ申請が済んでいない方は、至急手続きしてください。

－いずれも－

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎5211－4202

ジュニア空手道教室

5月12日～6月9日毎週土曜(全5回)10時～12時、スポーツセンター柔道場、区内在住・在学(経験問わず)および千代田区空手道連盟加盟団体所属の小・中学生40名(申込順)、4月28日(土)(必着)までに往復ハガキまたはEメール(10面記入例参照)に性別・学校名・学年を記入し千代田区空手道連盟・柴田(〒101－0047 内神田2－1－8スポーツセンター内千代田区体育協会気付 ☎3613－2338 〈平日10時～11時30分〉 ✉chiyoda-shoutou@live.jp)へ。

おはなし会

千代田区立図書館では、お子さんが本に親しめるように、定期的に絵本の読み聞かせ(30分程度)を行っています。どなたでも気軽にご参加ください。

■千代田図書館 ☎5211－4289

4月19日(木)11時～(乳幼児向け)
※5月から、毎月第2木曜の開催に変更します。

■四番町図書館 ☎3239－6357

4月22日(日)15時～(幼児以上向け)

作って、飛ばして 立体紙ヒコーキ

5月5日(祝)第1部＝10時～12時／第2部＝13時～15時、アルカディア市ヶ谷(九段北4－2－25)、小学生と一般の方各部120名(申込順)、内容＝

子育てサロン参加者募集

子育て中の仲間を作り、地域のボランティアに子育ての悩みを気軽に相談できます。

①子育てサロン in 神田公園区民館

5月の「端午の節句」をみんなで楽しみましょう。

4月18日(水)14時～16時、神田公園区民館3階(神田司町2－2)、参加費＝1組300円(お菓子・飲み物付き)

②親子でゆったりリティータイム

おしゃべりしながら、リボンレイでストラップを作ります。ボランティアが近くでお子さんを見ているので、

のびのび 子育て



▲さくらの花数調査(東郷公園)

紙ヒコーキの制作と実際の飛行(第1部＝おにぎり型の紙ヒコーキと発展機／第2部＝ジェット機型の紙ヒコーキと発展機)、講師＝アンドリュー・デュアーさん(カナダ・トロント「ものづくり工房・紙」主宰)、4月20日(金)(必着)までに所定の申込書(ホームページからダウンロード)を郵送・ファクスまたはEメールで(財)私学研修福祉会研修事業部(〒102－0073 九段北4－2－25 ☎3222－1006 (FAX)3222－5749 ✉kensyu@skf.or.jp URL http://www.skf.or.jp/kensyu)へ。

※申込みは1部・2部のいずれかになります。

安心して参加できます。

4月26日(木)15時～16時30分、フルーツエリア鶴(麴町4－7－2サンライン第7ビル地下1階)、定員10組(申込順)、参加費＝1組1,000円(フレッシュジュース・デザート付き)

－いずれも－

区内在住の未就園児とその保護者など、電話・ファクスまたはEメール(10面記入例参照)にお子さんの氏名・年齢を記入し社会福祉協議会(☎5282－3711 (FAX)5282－3718 ✉chiiki@chiyoda-cosw.or.jp)へ。

美術館・博物館等の催し

※印の施設は、月曜が祝日のとき開館し、翌火曜を休館します。

館名	催し物	会期	休館日	展示内容等	料金	電話
しょうけい館	企画展「がむちゃらに描いてー海洋船舶画家上田毅八郎のあゆみ」	～5/20(日)	月※	軍艦などのプラモデルの箱絵画家としても知られる海洋船舶画家の上田毅八郎(1920～)が、戦勝で負傷した体験を描いた絵や証言映像などを紹介します。	無料	☎3234－7821
昭和館	特別企画展 昭和の紙芝居「～戦中・戦後の娯楽と教育～」	～5/13(日)	月※	昭和館が所蔵する500巻以上の資料を中心に、娯楽のみならず教育・国策にも利用された紙芝居の歴史について概観し、紙芝居上演会も行います。	無料 (常設展示室は有料)	☎3222－2577
千秋文庫	江戸の情景 一切絵図を中心に	～4/14(土)	日・祝日	千秋文庫所蔵の、江戸の地図や大名庭園図などのほか、尾張屋板の切絵図と歌川広重の「名所江戸百景」(平成版)を併せて展示し、当時の情景に想いを馳せてください。	400円	☎3261－0075
逓信総合博物館	企画展「日本郵政グループの東日本大震災への取り組み」	開催中 (終了日未定)	月※	避難所への郵便配達や通信病院による医療支援など、日本郵政グループの東日本大震災被災地における震災復興への取り組みをパネルで紹介します。	110円	☎3244－6821
東京国立近代美術館	生誕100年 ジャクソン・ポロック展	～5/6(日)	月 (4/30は開館)	長年にわたって待望されつつも、今日まで実現されずにきたポロックの日本初の回顧展。絵画芸術の新しい地平を切り開いた作品約70点で構成。	1,500円	☎5777－8600 (ハローダイヤル)
東京国立近代美術館 工芸館	越境する日本人 ー工芸家が夢みたアジア1910s-1945	4/24(火)～7/16(祝)	月 (4/30・7/16は開館)	大正から昭和初期にかけて、多くの工芸家が国境を越えて大陸へと旅立っていました。その作品に示された大陸の面影を通じて、日本とアジアの関係を考えます。	500円	☎5777－8600 (ハローダイヤル)
日本カメラ博物館	ましかく画面のカメラ展	～7/1(日)	月※	二眼レフカメラや「トイカメラ」、画面サイズを選択できるデジタルカメラなど、「ましかく画面」の歴史を掘り下げ、さまざまなカメラを展示・紹介します。	300円	☎3263－7110
ニューオータニ 美術館	山寺 後藤美術館所蔵「ヨーロッパ絵画に見る永遠の女性美」	～5/27(日)	月※	珠玉のヨーロッパ絵画の中より、17世紀から19世紀に描かれた女性・少女の肖像画28点と静物画7点を展覧します。	800円 (宿泊客は無料)	☎3221－4111
自然環境情報ひろば 丸の内さえずり館	企画展示「みんなで育てる、くらしと自然の未来像～地域戦略で生物多様性を知ろう～」	～4/27(金)	土・日・祝日	公益財団法人日本自然保護協会主催のパネル展示を開催。現在日本で始まっている「生物多様性地域戦略」について、事例を交えて、その「つくり方」を紹介します。	無料	☎3283－3536
三菱一号館美術館	「KATAGAMI Styleー世界が恋した日本のデザイン」展	4/6(金)～5/27(日)	月 (4/30・5/21は開館)	19世紀後半に、欧米に渡った日本の伝統的な染めつけの道具「型紙」のデザインが世界に与えた影響を探る展覧会。	1,400円	☎5777－8600 (ハローダイヤル)
明治大学博物館	URUSHI！ー漆Part1 多彩な漆利用 栽培から漆芸まで	～4/16(月)	－	漆の栽培から漆芸材料としての活用まで、漆掻きの道具、漆染色・漆蠟などの活用、漆器の工程や加飾技法を紹介します。	無料	☎3296－4448
文部科学省 情報ひろば	国立大学企画展示(北見工業大学)	～6/29(金)	土・日・祝日	寒冷地工学から地球規模の環境観測・摩周湖の水質モニタリング・寒冷地域の特色を活かした地球の気候変動を探るための研究を紹介。	無料	☎6734－2170

掲載した写真を差しあげます。詳しくは、広報広聴課へ。



募 集

体力測定会

新体力テストにより、体力の現状をスポーツ推進委員が判定します。

日曜・祝日、対象＝おおむね30名以上のグループ(町会など)、20歳～64歳の方＝握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン(往復持久走)・立ち幅跳び／65歳～79歳の方＝握力・上体起こし・長座体前屈・開眼片足立ち・10m障害物歩行・6分間走・ADL(日常生活活動調査)、希望日の2か月前までに電話またはファクス(10面記入例参照)で文化スポーツ課スポーツ振興係(☎5211－3627 FAX 3264－7989)へ。※申込みは随時受け付けています。会場はご相談ください。

シェイプアップのためのウォーキング教室

5月11日～6月1日の毎週金曜(全4回)10時～11時(5/25・6/1は12時まで)、スポーツセンター・皇居周辺、16歳以上で杖を使わないで歩行可能な方20名(抽選)、佐野静香さん(ミズノ専属インストラクター)、参加費＝下図表のとおり、4月25日(水)(必着)までに往復ハガキ(1人1枚・10面記入例参照)に緊急連絡先を記入しスポーツセンター(〒101－0047内神田2－1－8 ☎3256－8444)へ。

	一般	すばすた会員
区内在住者	2,000円	1,000円
その他の方	2,500円	1,500円

ザ・ミュージカル博覧会 区民招待

ミュージカルナンバーコンサートに区民の皆さんを無料で招待します。

5月2日(水)14時～／19時～、内幸町ホール、区内在住・在勤・在学者5組10名(申込順)、出演＝沢木順さん(ミュージカル俳優)／瀧澤行則さん(同)／中出裕子さん(同)、4月25日(水)までに往復ハガキまたはEメール(10面記入例参照)に希望時間を記入し内幸町ホール(〒100－0011内幸町1－5－1 ☎3500－5578 ✉ uchisaiwai@c-linkage.co.jp)へ。

点訳ボランティア養成講座

点訳グループちよだアイは、視覚障害のある方のために文字を点字に変えて伝えるボランティアを養成する講座を開催します。講座終了後に点訳グループに入会して活動ができます。

5月15日～7月17日の毎週火曜(全10回)、西神田庁舎3階会議室(西神田1－3－4)、定員20名(抽選)、

税金のお知らせ

■個人住民税の扶養控除が変わります

平成24年度の個人住民税から扶養控除額が改正されます。詳しくは、右図表をご覧ください。

・16歳未満の扶養控除廃止

16歳未満の扶養親族(平成24年度は平成8年1月2日以後に出生した方)への扶養控除33万円が廃止されます。

・16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ廃止

16歳以上19歳未満の特定扶養親族(平成24年度は平成5年1月2日～平成8年1月1日に出生した方)への扶養控除の上乗せ分12万円が廃止され、扶養控除額が33万円となります。

※19歳以上の扶養親族(平成24年度は平成5年1月1日以前に出生した方)への扶養控除額は変わりません。

問合せ 税務課課税係 ☎5211－4191

講師＝舘佳子さん(日本盲人社会福祉協議会認定点字指導員)、参加費＝12,000円(テキストなど教材費を含む)、5月2日(水)(必着)までにハガキ・ファクスまたはEメール(10面記入例参照)に応募動機を記入しちよだボランティアセンター(〒101－0065西神田1－3－4 ☎5282－3716 FAX 5282－3718 ✉ volunteer@chiyoda-cosw.or.jp)へ。

▼個人住民税の扶養控除額

年齢(歳)	改正前(円)	改正後(円)
～15	33万(38万)	廃止
16～18	45万(63万)	33万(38万)
19～22	45万(63万)	改正なし
23～69	33万(38万)	
70～	38万(48万)	

※カッコ内は所得税の扶養控除額(所得税は平成23年分から改正されています)

■都税を納付できる店舗が増えました

4月から新たにMMK(マルチメディアキオスク)設置店で、都税の納付が可能になりました(無人端末を除く)。利用できるのは、バーコードが記載されている納付書(1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書)に限ります。

問合せ 千代田都税事務所

☎3252－7141

国民年金保険料の納付
現金での前納制度があります

国民年金には、保険料を現金でまとめて前払いをすると割引になる「前納割引」制度があります。前納を希望する月から平成25年3月分までの保険料は、指定の納付期限内であれば前納が可能です。

納付期限日を過ぎてから納めても割引はありません。

なお、口座振替・クレジットカード払いの1年前納、半年前納(4月分～9月分)の申込みは終了しました。

問合せ 千代田年金事務所 ☎3265－4381

現金前納額(平成24年度)▶

前納する期間		前納額	通常金額	割引額	納付期限日
1年前納(4月分～平成25年3月分)		176,570円	179,760円	3,190円	5月1日
11ヶ月前納(5月分～平成25年3月分)		162,120円	164,780円	2,660円	5月31日
10ヶ月前納(6月分～平成25年3月分)		147,620円	149,800円	2,180円	7月2日
9ヶ月前納(7月分～平成25年3月分)		133,070円	134,820円	1,750円	7月31日
8ヶ月前納(8月分～平成25年3月分)		118,480円	119,840円	1,360円	8月31日
7ヶ月前納(9月分～平成25年3月分)		103,840円	104,860円	1,020円	10月1日
半年前納	(4月分～9月分)	89,150円	89,880円	730円	5月1日
	(10月分～平成25年3月分)				10月31日
5ヶ月前納(11月分～平成25年3月分)		74,410円	74,900円	490円	11月30日
4ヶ月前納(12月分～平成25年3月分)		59,630円	59,920円	290円	平成25年1月4日
3ヶ月前納(平成25年1月分～3月分)		44,790円	44,940円	150円	平成25年1月31日
2ヶ月前納(平成25年2月分～3月分)		29,910円	29,960円	50円	平成25年2月28日
前納扱いなし(毎月払い)			14,980円		各翌月の末日

美術館・博物館等の催し					※印の施設は、月曜が祝日のとき開館し、翌火曜を休館します。	
館名	催し物	会期	休館日	展示内容等	料金	電話
アーツ千代田3331	大友克洋 Genga 展	4/9(月)～5/30(水)	4/17、5/15	マンガ家・大友克洋の初総合原画展。「AKIRA」2300枚の原稿や、最新カラー原画を展示。入場は完全予約制で、チケットの事前購入が必要です。	1,500円	☎5256－6200 (Genga展)コールセンター
相田みつを美術館	第49回企画展「しあわせはいつも」	～6/10(日)	月 祝日は開館	相田みつをが一番愛着を持っていた言葉「しあわせはいつも」には、人生の思いが集約されています。みつをにしか書き得なかった究極の言葉「しあわせ」を紹介。	800円	☎6212－3200
イタリア文化会館	マッシモ・リストリ展「奥行きへのまなざし」	4/13(金)～5/5(水)	日 5/1・3	世界中の図書館、美術館など、歴史的建造物の内部景観を写真家の審美眼で極めて精緻に切り取った超大型の作品展です。	無料	☎3264－6011 (内線30)
出光美術館	悠久の美 —唐物茶陶から青銅器まで	～6/10(日)	月 (4/30は開館)	唐物茶陶から、その源流である青銅器や玉器、古代の陶器までをさかのぼって展示し、中国美術の真の醍醐味を紹介します。	1,000円	☎5777－8600 (ハローダイヤル)
科学技術館	日本 IBM TryScience 実験教室	4/15(日)	4/11・25	TryScience (http://www.tryscience.org/jp/) のメニューから「探査機を宇宙に送ろう」「すい星のクレーター」「ゆかいなクラクション」「音で探る」などから2つ程度を紹介。	700円	☎5777－8600 (ハローダイヤル)
神田明神資料館	館所蔵展	～7/29(日)	平日	神田明神資料館に所蔵する、神田明神、神田祭、江戸文化に関する資料を展示します。	300円	☎3254－0753
宮内庁三の丸尚蔵館	「内国勲業博覧会—明治美術の幕開け」(仮称)【第1期】	4/21(土)～5/13(日) (予定)	月※・金	明治時代に5回にわたって開催された内国勲業博覧会の出品作を中心に、明治の美術工芸の優品を3期に分けて紹介します。	無料	☎5208－1063
国立劇場 伝統芸能情報館	企画展示 琉球王朝の華 「組踊」と「琉球舞踊」	～5/28(月)	—	琉球王朝の国家行事に組み入れられ、芸術性を高めつつ発展した「組踊」と「琉球舞踊」。国立劇場おきなわ所蔵の衣裳・小道具・楽器を舞台写真とともに、その魅力を紹介。	無料	☎3265－7061
国立演芸場展示室	芝居噺と噺家芝居	～7/20(金)	4/25・26・30、 5/22～25・28～31	幕末・明治の落語界の巨人三遊亭圓朝の芝居噺にちなむ資料と、昭和落語界の巨匠八代目林家正蔵(彦六)の道具入り芝居噺等、高座道具等を紹介。	無料	☎3265－7061
JCII フォトサロン	「日本・ウズベキスタン 外交関係樹立20周年記念展」—Fund Forum presents Uzbekistan—	～5/6(日)	月 祝日は開館	日本との外交関係樹立20周年を記念して、ウズベキスタンのオリジナリティ溢れる文化や芸術の過渡期を鮮明に写し出した写真約50点を展示・紹介します。	無料	☎3261－0300
衆議院憲政記念館	永年在職表彰元議員肖像画展(第14回)	～6/29(金)	4/27・30	国会議員の在職期間が25年に達した者は、院議をもって永年在職の表彰決議が行われる。戦後、表彰された衆議院議員を順次紹介。	無料	☎3581－1651



募 集

ミュー MIW グループワーク

傷ついた心を癒す～つらさや悲しみを手放したいあなたへ～

心が傷つけられるとつらく、苦しく、自分の本当の気持ちがわからなくなり、体調不良につながることもあります。自分自身を見つめ、悲しみを手放し、穏やかな気持ちになりませんか。同じ悩みをもつ人たちとのグループワークです。なお、後期に同じ事業を実施します(参加はどちらか一方のみ)。

5月18日～6月15日の毎週金曜(全5回)10時30分～12時30分、区役所4階401会議室ほか、女性20名(申込順)、講師＝野本律子さん(カウンセラー)、電話・ファクスまたはEメール(記入例参照)で男女共同参画センターMIW(☎5211-8845[FAX]5211-8846✉miw@city.chiyoda.tokyo.jp)へ。

※託児サービス(有料・2週間前までに要予約)あり。

ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン(LFJ)「熱狂の日」音楽祭2012

今年のテーマは「サクル・リュス(ロシアの祭典)」です。19世紀から現代までの激動のロシアで革命的でスピリチュアルな音楽潮流を生み出した作曲家たちが登場します。グリнка・ロシア5人組・チャイコフスキー・ラフマニノフ・ストラヴィンスキーなど、ロシア音楽の変遷をたどる響きと広大なパノラマをお届けします。

とき 4月27日(金)～5月5日(祝)
会場 東京国際フォーラム・よみうりホール(5/3～5/5のみ)などの東京・丸の内エリア

ひと まち ふれあい

震災から1年・3月9日に実施
千代田区帰宅困難者対応訓練

■日本初、「一斉防災訓練」に企業・団体・小学校など約25,500人が参加

区は、3月9日に区内4地区の帰宅困難者対策地域協力会と共催で「帰宅困難者対応訓練」を実施しました。

東日本大震災を踏まえ、今までの訓練内容を大幅に見直し、実践的な訓練を行いました。日本初の大がかりな一斉防災訓練(シェイクアウト訓練)には、企業・団体・公共機関・学校・個人など159件、25,441人の参加申込みがありました。

訓練の概要

- ①一斉防災訓練(区役所など・13時00分に一斉に実施)
・地震が発生したとの想定に基づ

き、机の下に一斉に隠れる等、身の安全を図る訓練を実施＝写真

②区・帰宅困難者対策地域協力会との連携訓練

・無線機等を活用し、情報収集・提供等の無線交信訓練を実施

③区・帰宅困難者一時受入施設との連携訓練

・大学等帰宅困難者一時受入施設の状況確認、施設提供依頼等の無線交信訓練を実施

④帰宅困難者等受入施設の運営・受入訓練(専修大学、大塚商会)

・受入準備、受入人員管理等を実施



- ⑤児童等対応訓練(区立和泉小学校)
・交通機関停止により滞留した児童等への対応訓練を実施
- ⑥帰宅困難者支援訓練(東京駅、飯田橋駅、秋葉原駅、四ツ谷駅、半蔵門駅、麴町駅周辺)
・駅周辺の区民等を帰宅困難者と見立てて、情報支援活動(防災リーフレットの配布)を行なうことにより、防災意識の普及啓発を実施

「成人の日のつどい」企画運営委員募集

来年1月14日(祝)に成人式を迎える皆さん、自分たちの「成人の日のつどい」を企画してみませんか。

対象 平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの区内在住者で、月1回程度の会議に出席できる方5名程度(選考)

※第1回委員会は、5月に区役所で18時30分から2時間程度を予定。

申込み 4月26日(木)(必着)までにハガキ・ファクスまたはEメール(記

入例参照)に応募の動機(100字程度)を記入し文化スポーツ課文化振興係(〒102-8688九段南1-2-1☎5211-3628[FAX]3264-7989✉bunkasupotsu@city.chiyoda.lg.jp)へ。

お知らせ

日比谷図書館 特別展

没後50周年記念企画「報道写真とデザインの父 名取洋之助－日本工房と名取学校」展

1933年に日本の写真・デザイン界の源流「日本工房」を設立した名取洋之助は、報道写真を世界レベルのデザインでまとめた対外日本文化紹介グラフィ誌『NIPPON』を創刊しました。没後50年となる2012年に、時代を切り取った迫力ある写真作品や『NIPPON』をはじめとする、日本工房による対外写真グラフィ誌などを通じて名取の活動を今一度振り返ります。

4月27日(金)～6月26日(火)10時～20時(5/21・6/18は休館／土曜は19時まで・日曜は17時まで)、日比谷図書館1階特別展示室(日比谷公園1-4)、入場料＝一般300円／大学・高校生200円(区内在住者・中学生以下および障害者手帳を持っている方と付添者1名は無料(住所の確認できるものおよび障害者手帳をお持ちください))



「グラフィ誌『NIPPON』第7号(1936年日本工房発行)」



公演数 約350(内150公演は有料)
問合せ ラ・フォル・ジュルネ・オ・ジャポン「熱狂の日」音楽祭事務局 ☎5221-9100
URL http://www.lfj.jp

区立施設で関連イベントを開催

■日比谷カレッジ『祈りは歌う』－ロシア正教会の聖歌について－

ロシア聖歌は母教会(＝ビザンツ教会)の伝統継承とロシア化、西欧化などを経て現在に至ります。中世やロシア固有の聖歌から、チャイコフスキーやストラヴィンスキーの作品まで、千年余りの歴史をたどります。区の文化財ニコライ堂についても音楽の観点から紹介します。

とき 4月28日(土)14時～15時30分(受付＝13時30分～)
会場 日比谷図書館4階スタジオオラス(日比谷公園1-4)
定員 60名(申込順)
講師 伊藤恵子さん(音楽評論家)
参加費 1,000円(区内在住者は500

円(住所の確認できるものをお持ちください))

申込み 電話またはEメール(記入例参照)で日比谷図書館(☎3502-3340✉college@hibiyal.or.jp)へ。

■LFJ オフィスコンサート

音楽祭の紹介とともに若手演奏家による弦楽四重奏をお届けします。

とき 4月9日(月)12時～12時45分
会場 区民ホール(区役所1階)
曲目 ムソルグスキー「展覧会の絵」より／ボロディン「ノットウルノ」／チャイコフスキー「花のワルツ」ほか
問合せ コミュニティ担当課 ☎5211-4180

NPO 法人認定3級 「子育て・家族支援者養成講座」の受講者募集

「子育てしやすい地域づくり」や「地域での子育て支援力養成」のため、子育て経験のある方や定年後の方等の社会参加を支援する「子育て・家族支援者養成講座」を実施します。区が実施する事業等で、保育士等とともに子育て・家族支援者として活動(有償)する人材を養成します。

※認定は国家資格ではありません。

とき 5月8日～7月17日の毎週火曜(全11回)

※その他、実習があります。

会場 区役所または西神田児童センター1階ホール(西神田2-6-2)

対象 20歳以上の区内在住・在勤・在学者で、認定後に区内の施設等で子育て・家族の支援活動ができる方30名(申込順)

内容 講義(演習中心)と実習
講師 大日向雅美さん(恵泉女学園大学大学院教授)、汐見稔幸さん(白梅学園大学学長)ほか

参加費 12,000円(講座中の保険料・テキスト代を含む)

※3面「区民の講座・講習会の受講料補助」の対象講座です(補助は区内在住者のみ受けられます)。

申込み 申込用紙を電話またはホームページで請求し、4月24日(火)(必着)までに郵送またはファクスでNPO法人あい・ぽーとステーション(〒106-0031港区西麻布2-24-25-509☎6657-8539[FAX]3499-8539URLhttp://www.ai-port.jp)へ。

問合せ 児童・家庭支援センター ☎5298-2424



申込書の記入例

- ①催しなどの名称
- ②郵便番号・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤電話番号

※託児サービス(満1歳～小学校就学前)を希望する方は記入
⑥お子さんの氏名(ふりがな)⑦生年月日
※託児サービスは本文表示のある場合
※往復ハガキの場合は返信側にも住所・氏名を忘れずに。
※在勤・在学の方は勤務先(学校名)、所在地、電話番号を追記。
※費用の記載の無いものは原則無料。